

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和8年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月10日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計6回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月27日に、第2回専門部会を8月5日に、第3回専門部会を8月10日に、第4回専門部会を8月18日に、第5回専門部会を8月21日に、第6回専門部会を8月26日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、本年度も三者構成による審議は公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述を概ね10分以内で行うことが決定され、鹿児島県労働組合総連合より意見陳述が行われた。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、主に、

- ① 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠である。7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太の方針2026）」の中で、「労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である」とされており、最低賃金の引上げはその重要な要素である。
- ② 水準の引上げについて、これも骨太方針に記載されている内容であるが、「2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして我が国に定着させること」とされている。物価上昇+1%が社会通念となる社会を目指すとの閣議決定されている訳である。
- ③ 地域別最低賃金の地域ごとの金額差は、2025年度には203円まで縮小した。深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。2025年度改定審議では、B、Cランク県の多くで地域間額差縮小につながる、目安額からの上積みを獲得している。地域間額差の是正に向けて引き続き取り組む必要がある。

また、鹿児島県は離島を抱えているが、離島は本土と比較しても物価が高い現状も踏まえながら、本土と離島の地域間格差も考慮すべきである。

- ④ 現在の最低賃金は、連合リビングウェイジを全県で下回っており、絶対値として最低生計費を賄うものにはなっていない。物価高の基調は変わっておらず、生活コストは引き続き高止まりしており、日銀の生活意識に関する調査においても最低賃金近傍で働く労働者の生活は、昨年以上に苦しくなっているとされている。また、連合総研「勤労者短観」でも、世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化しており、支出を切り詰める傾向が顕著になっている。
- ⑤ 発効日について、早期発効をめざす必要がある。最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させるうえで最低賃金の早期発効は重要である。令和8年6月23日に発表された「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」でも「春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると引上げ額と引き換えに発効日を後ろ倒しされるのは本末転倒である」とされている。発効日を遅らせることの理由として、就業調整を生じさせることや、企業の支払いのための準備期間だとすることに関しては、最低賃金の趣旨にそぐわないことになる。
- ⑥ 会社は社会的公器である。企業の存在価値・意義そして社会的責任はどうあるべきか考えながら、離島を抱えている鹿児島の経済、県民生活を守る、県民に寄り添える、物価高に苦しむ最低賃金近傍で働く県民を置き去りにしてはいけないということを忘れずに、魅力ある鹿児島を目指し、審議していきたい。

との主張がなされた。

使用者側委員からは、主に、

- ① 鹿児島の経済概況や雇用情勢などからも、使用者にとって先行きの不透明感・不安感は増してきており、厳しい経営環境となっている。
- ② 鹿児島県の最低賃金は、この3年間で一気に173円引上げられ、影響率は約30.8%に達し、昨年あたりから「賃上げ疲れ」という言葉も出てきているが、最低賃金の引上げを負担とを感じる企業も増えてきている。
- ③ 鹿児島も全体とすれば、景気は持ち直し傾向にあること、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるものの、引き続き上昇局面にあること、賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解している。
- ④ ただ、近年の引上げペースは速すぎる上に、物価上昇や中東情勢の影響

響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。

- ⑤ 使用者側とすれば、法定三要素のうち「通常の事業の支払い能力」を重視することと、三要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年も堅持する。
- ⑥ 社会全体として持続的に賃上げできる環境整備を一層進める必要があることも強調しておく。
- ⑦ 事業の持続的発展と雇用の維持・確保の観点から、他県の動向も勘案しつつ、鹿児島県の経済状況に見合う水準で決定すべきであると考えている。

との主張がなされた。

- (3) 第2回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、資料等などが示されて、第1回で示された基本的な考え方に関し、データに基づく補足説明がなされた。

89円引き上げて1,115円の金額提示がなされた。

使用者代表委員からは、資料等などが示されて、第1回で示された基本的な考え方に関し、データに基づく補足説明がなされた。

41円引き上げて1,067円の金額提示がなされた。

- (4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、資料等などが示されて、あらためて最低賃金引上げの必要性についての意見が述べられた。

89円引き上げて1,115円の金額が堅持された。

使用者代表委員からは、あらためて企業における業況が厳しい状況である旨の意見が述べられた。

41円引き上げて1,067円の金額が堅持された。

- (5) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、資料等が示されて、あらためて最低賃金引上げの必要性についての意見が述べられ、前回提示額の89円から10円引き下げた79円(1,105円)が再提示された。

使用者代表委員からは、あらためて企業における業況が厳しい状況である旨の意見が述べられ、前回提示額の41円から15円引き上げ、中央最低賃金

審議会から示された目安額とおりの 56 円（1,082 円）が再提示された。

- （６） 第５回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、あらためて賃金引上げの必要性についての意見が述べられ、１回目は前回提示額の 79 円（1,105 円）を堅持し、２回目に 74 円（1,100 円）が再提示された。

使用者代表委員からは、あらためて企業における業況が厳しい状況である旨の意見が述べられ、１回目は前回提示額の 56 円（1,082 円）を堅持し、２回目は歩み寄りを検討するが、現時点で上乗せする金額の提示は行えないとして、新たな金額の提示は行われなかった。

- （７） 第６回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、前回提示額の 74 円（1,100 円）を堅持する旨が示された。

使用者代表委員からは、前回提示額の 56 円から 2 円引き上げて 58 円（1,084 円）が提示された。

- （８） これまで６回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力等に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

３ 結論

第６回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金 1,026 円を 64 円引き上げて、令和８年度の最低賃金を 1,090 円としたい。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成５名（公益委員２名、労働側委員３名、使用者側委員０名）、反対３名（公益委員０名、労働側委員０名、使用者側委員３名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 1,090 円に改定すること、効力発生日を令和８年 10 月 25 日とすることを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。